源泉徴収票が送付されます

老齢もしくは退職を支給事由とする年金を受けている方に、日本年金機構より「公的年金等の源泉徴収票」が1月中旬から下旬にかけて順次送付されます。源泉徴収票に記載されている支払金額は、介護保険料・後期高齢者医療保険料等を天引きする前の金額となり、実際の支給額とは異なりますのでご注意ください。この源泉徴収票は所得税の確定申告の際に、必要となりますので大切に保管しましょう。なお、遺族年金・障害年金を受けている方には、源泉徴収票は送付されません。

問ねんきんダイヤル
℡0570-05-1165

20歳になったら国民年金

国民年金は20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられています。20歳になると、カード型の基礎年金番号通知書が届きます。（既に厚生年金に加入済みの方などを除く）保険料は月額16、980円（令和6年度）です。口座振替やクレジットカード決済、前納制度を利用することによって、保険料を安くすることもできます。また、「学生納付特例」や「申請免除・納付猶予」など保険料の支払を猶予する制度がありますので、町民課に申請してください。マイナンバーカードをお持ちの方は、スマートフォンからのご申請も可能です。いずれも前年所得による審査がありますが、納められないときはそのままにせず、まずはご相談ください。

問ねんきんダイヤル
℡0570-05-1165

契約保養施設をご利用ください

嵐山町では、埼玉県国民健康保険団体連合会を通じて、保養施設と利用契約を結んでいます。町民の方は、契約料金で宿泊利用でき、嵐山町国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者は、さらに1泊3、000円の助成が受けられます（年度内2泊まで）。施設一覧は町民課で配付しています。

利用希望の方は、直接保養施設に電話で、予約や料金の確認をしてください。その後、町民課で、利用券および助成券を交付します。（マイナンバーカードなどご身分の確認ができるものをご持参ください。）利用券および助成券を保養施設ご利用の際に提出していただくと、精算時に、1泊大人1名当り3、000円が差し引かれます。（予約後取り消しをした場合は、町民課までご連絡をお願いします。）なお、この利用券および助成券は旅行会社を利用したパック旅行にはご利用できません。ご注意ください。

福祉課からのお知らせ

問℡0493-62-0716

障害者控除の認定書を発行します

【65歳以上で障害者手帳などがない方の障害者控除または特別障害者控除認定書】
65歳以上で寝たきりなどの状態にあり、12月31日現在、要介護・要支援認定を受けていて障害者控除対象者認定基準に該当する方、または寝たきりなどの状態に該当する医師の診断書をお持ちの方に、控除対象者認定書を発行します。

【発行受付】 令和7年1月～
※発行には数日かかりますので、時間に余裕を持って申請してください。

発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）

埼玉県では、発達障害に特化し、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動支援、職場定着までを支援する「発達障害者就労支援センター（ジョブセンター）」を運営しています。また、令和7年2月18日にはオンラインワークフェスタを開催予定です。

【利用対象】 医師の診断や障害者手帳の有無にかかわらず、発達障害の特性を持ち、その自覚がある方で企業等への一般就労（障害者雇用枠での就労を含む）を希望している方。ただし、障害福祉サービスの就労移行支援を利用して訓練を受ける際には、医師の診断及び市町村による障害福祉サービスの受給決定が必要です。

【利用方法】 事前に予約が必要です。利用希望のジョブセンターへ直接問合せしてください。

【各ジョブセンター】
▼ジョブセンター川口…℡048-299-2070
▼ジョブセンター草加…℡048-929-7600
▼ジョブセンター川越…℡049-299-4927
▼ジョブセンター熊谷…℡048-501-8917

問埼玉県発達障害総合支援センター
℡048-601-5551

健康いきいき課からのお知らせ

問℡0493-59-6911

高齢者の予防接種（インフルエンザ・新型コロナウイルス）

町では高齢者の予防接種（インフルエンザ・新型コロナウイルス）に対し、一部費用助成を行っております。

期間はどちらも令和7年1月末日までです。接種を希望される方は医療機関へ直接お申し込みください。

接種費用や助成対象者等については広報9月号をご覧いただくか、町ホームページをご確認ください。

献血にご協力ください

感染症対策を行い、安全な献血会場の運営に取り組んでいます。

日2月4日（火）
10時～11時45分、13時～16時
場町民ホール

初回献血！シニア60（ロクマル）～64（ロクヨン）キャンペーンのお知らせ

60歳～64歳の間で初めて献血をする方に記念品をお渡しします。
※59歳までの献血経験の有無は問いません。※記念品がなくなり次第終了。

期間 1月1日（水）～3月31日（月）
問埼玉県赤十字血液センター
℡048-684-1511

環境課からのお知らせ

問℡0493-62-0719

金属とプラスチックを屋外保管している事業者の皆様へ

埼玉県特定再生資源物保管業の規制に関する条例が令和7年1月1日に施行されます。県内（さいたま市と越谷市は除く）で有価の金属やプラスチック、その他混合物等を屋外保管する事業を行う際には、県知事の許可が必要です。条例施行の際に現に屋外保管業を行っている場合は、令和7年6月30日までに東松山環境管理事務所に必ず届出してください。詳細は埼玉県ホームページをご覧ください。

問県東松山環境管理事務所
℡0493-23-4050
問埼玉県産業廃棄物指導課
℡048-830-3136

まちづくり整備課からのお知らせ

問℡0493-62-0721

降雪時の除雪作業にご理解とご協力をお願いします

雪が降った場合、国・県道の主要道路は東松山県土整備事務所が、町道の主要道路は町の委託を受けた業者が除雪作業を行っていますが町内全域の除雪は困難となります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

【地域ぐるみの除雪】 町は主要道路の除雪を優先して行います。その他の道路や私道は地域での除雪作業にご協力をお願いします。また、歩道や通学路、高齢者世帯等は、ご近所同士のご協力により除雪をお願いします。

【自宅前の除雪】 玄関前や車庫の前の除雪にご協力をお願いします。

【道路に雪を捨てない】 道路に雪を捨てると通行の妨げや、事故の原因になるため、敷地内の雪は敷地内で処理するようにお願いします。

【タイヤの冬支度の準備】 一台の車両が立ち往生すると、除雪作業や緊急車両の通行の妨げとなることがあります。早めの雪用タイヤの装着やタイヤチェーンの携行をお願いします。

【路上駐車はしないでください】 路上駐車は除雪作業に支障をきたすだけではなく、交通事故や渋滞の原因となります。

嵐山町平沢土地区画整理組合事務局からお知らせします

公　告

嵐山町平沢土地区画整理組合にて事業の施行に関して書類を送付しましたが、送付すべき住所を確知することができませんでした。土地区画整理法では、書類の内容を、町の定期刊行物に掲載すると同時に、事業施行地区内に掲示して公告することをもって、送付にかえることができるため、次のとおり掲載します。

次の表の左欄に記載する者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条第1項の規定による清算金の徴収の通知は、送付すべき場所を確知することができないので同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容をそれぞれ当該右欄のとおり公告する。

書類の送付を受けるべき者		通知の内容
氏　名	住　所	
神田　一男	比企郡嵐山町大字平澤118番地6	清算金納入の決定額
工藤　三郎	板橋区東新町一丁目12番地	清算金納入の決定額
吉沢　清	新宿区若葉一丁目4番地	清算金納入の決定額

令和7年　1月　6日
嵐山町平沢土地区画整理組合
理事長　内田　信雄

問嵐山町平沢土地区画整理組合事務局（まちづくり整備課内）
℡0493-62-0721